

高額療養費の上限額と

入院時の居住費が変わります

平成29年8月から70歳以上の方の高額療養費の上限額と29年10月から65歳以上の方の医療療養病床に入院されている方の居住費が見直しとなります。今回の見直しは、医療保険制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平を図る観点から行うものです。



高額療養費の

上限額の見直し

高額療養費制度とは、1か月に払った保険適用分の医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払っていたいた分を払い戻す制度です。

上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。後期高齢者医療保険と国民健康保険では、平成29年8月から、70歳以上の方の上限額（1カ月ごと）が見直されます（表2を参照）。

入院時の居住費の見直し

後期高齢者医療保険と国民

健康保険では平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の方の居住費（光熱水費）が見直されます（表1を参照）。

☎ 4111 内線 2891、291、☎ 6168 へどうぞ。

医療療養病床とは、医療保険が適用される長期入院が必要な方のための病床です。一般病床・精神病床等に入

院されている方は、この見直しの対象外となります。指定難病の方・老齢福祉年金を受け取っている方については、引き続き居住費はかかりません。

◆お問い合わせは、後期高齢者医療保険に加入されている方は後期高齢・福祉医療課 ☎ 4111 内線 312、☎ 0120、国民健康保険に加入されている方は国保年金課

表1 居住費（65歳以上の方）

医療療養病床に入院している方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月
医療の必要性の低い方	320円	→ 370円
医療の必要性の高い方 (指定難病の方以外)	無料	→ 200円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金を受け取っている方	無料	無料

表2 高額療養費 1カ月の自己負担限度額（70歳以上の方）

◇平成29年7月まで◇

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	4万4400円	8万1000円+ (医療費-26万7000円) × 1% <多数回 4万4400円※>
一般	課税所得 145万円未満の方	1万2000円	4万4400円
市・道民税 非課税	Ⅱ市・道民税非課税世帯	8000円	2万4600円
	Ⅰ市・道民税非課税世帯		1万5000円

◇平成29年8月から◇

外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
5万7600円	8万1000円+ (医療費-26万7000円) × 1% <多数回 4万4400円※>
1万4000円 (年間上限 14万4000円)	5万7600円 <多数回 4万4400円※>
8000円	2万4600円 1万5000円

◆医療費助成の自己負担月額上限額も変わります◆

重度・ひとり親・ 子ども医療費助成共通	現行 (平成29年7月まで)	改正後 (平成29年8月から)
課税世帯の医療費 自己負担月額上限	入院+外来 月額4万4400円	入院+外来 月額5万7600円 (多数回4万4400円※1)
	外来 月額1万2000円	外来 月額1万4000円 (年間上限14万4000円※2)

☎ 詳細 後期高齢・福祉医療課 ☎ 4111 内線 311、☎ 0120

平成29年8月診療分から、課税世帯の重度心身障害者、ひとり親家庭等および子ども医療費助成の自己負担上限を左の表のとおり改定します。

※1 過去12カ月以内に同一助成かつ同一世帯内で3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり上限額が下がります。

※2 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間の外来の自己負担合計の上限

※新しい受給者証を送付しましたので、8月1日から使用してください。

※過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が4万4400円に下がります。